

公立病院改革プランの概要

団 体 名		京丹波町					
プ ラ ン の 名 称		国保京丹波町病院 経営改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 30 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ～ 平成 23 年度					
病院の現状	病 院 名	国保京丹波町病院 (平成21年4月1日 京丹波町国民健康保険瑞穂病院から名称変更)					
	所 在 地	京都府船井郡京丹波町和田大下28番地					
	病 床 数	47床					
	診 療 科 目	内科・外科・小児科・整形外科・皮膚科・肛門外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>◆合併後の京丹波町立医療施設の中核施設として、また、国保直診病院として地域包括医療推進に向けての役割を担う。</p> <p>◆過疎地域、中山間地域、高齢化の進んだ地域における一次医療、一次救急など地域医療の担い手としての役割を果たす。</p> <p>* 詳細は別紙のとおり</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>地方公営企業は経済性の発揮とともに、公共の福祉の増進を目指して運営することを基本としている。不採算であっても安心・安全なまちづくりのために地域医療を確保することは重要な行政課題であることから、病院の経営努力と一般会計負担により、経営の健全化を図り、持続可能な医療提供体制を確保する。また、今後、病院機能の変更のための投資がどうしても必要となった場合は、一般会計からの出資も検討する。</p> <p>* 詳細は別紙のとおり</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	93.3%	93.0%	95.3%	96.6%	98.3%	
	職員給与費比率	62.2%	60.9%	58.8%	58.2%	57.8%	
	病床利用率(一般病床)	82.50%	79.3%	73.0%	74.0%	75.0%	
	病床利用率(療養病床)	69.30%	43.8%	-	-	-	
	医業収支比率	81.90%	79.7%	82.40%	83.60%	85.20%	
上記目標数値設定の考え方		<p>単年度収支の均衡を目指す。新築後間もないことから、建物や医療機器に係る減価償却費等が大きく収支に影響を与えている。また、町立医療施設における医療機能の役割分担等見直しを進めている途中なので、経常収支比率の目標は平成25年度とする。</p> <p>(経常黒字化の目標年度：25年度)</p>					

				団体名 (病院名)	京丹波町 (京丹波町国民健康保険瑞穂病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
一日平均患者数(一般病床入院)		24.7人	30.9人	34.3人	34.8人	35.3人	*病床区分の変更あり
一日平均患者数(療養病床入院)		11.8人	3.8人				*病床区分の変更あり
一日平均患者数(外来)		137.8人	122人	140人	140人	140人	
救急患者取り扱い件数		1,538人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	
手術件数		18件	21件	21件	21件	21件	
平均在院日数		22.0日	22.0日	22.0日	22.0日	22.0日	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種施設管理業務、給食業務、医事業務、検査業務等の委託(実施済み) ◆医事業務の委託(平成20年度から本格実施 効果額:7,802千円/年) ◆人員管理を徹底し、効率的な人員配置を行う。 					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◆病床区分の見直し (平成19年度(一般30床・療養17床・計47床)→平成20年度(一般39床・療養8床・計47床)→平成21年度(一般47床・計47床)) ◆在宅療養支援の充実(訪問診察・訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問栄養指導) ◆土曜日診療の導入(平成20年度実施済み:第二・第四土曜日 内科・小児科) 					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆人件費比率の適正化 ◆医薬品・診療材料等の共同購入 ◆ジェネリック医薬品採用数の増加 ◆院外処方導入に向けた検討 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆病床区分の変更と病床利用率の向上・患者一人当たり単価の向上 ◆地域連携による患者の確保 ◆在宅医療の推進 ◆健診事業の充実 ◆未収金対策の強化 ◆旧病院土地施設の売却 					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆常勤医師・看護師等の確保 ◆医師の養成・確保を図るため、奨学金制度創設に向けての検討 ◆病院への通院手段の確保(路線バス経路の見直し等) ◆スタッフの資質向上と患者サービスの充実を推進することにより収益増加を目指す。 ◆病院ボランティア事業導入を検討し、地域の皆さんが、病院への関心を深めていただくとともに、地域に開かれた病院づくりを推進する。 						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	91.0%	18年度	76.0%	19年度	82.5%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成17年度に新築・移転後、病床利用率は改善された。(平成16年度 69.4%) 病院の新築移転に伴い、一般病床47床であったものを、一般病床30床、療養病床17床で運営してきたが、医療制度改革による療養病床再編方針及び看護師確保が困難であることから、平成20年度からは一般39床・療養8床に変更した。さらに、平成21年度からは、名称を「国保京丹波町病院」とし、合併後の町立医療施設における中核医療施設としての役割を担うとともに、入院機能等の役割分担と連携の観点から、一般病床47床に変更する。					

		団体名 (病院名)	京丹波町 (国保京丹波町病院)	
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	同一医療圏の中に、公立病院2(亀岡市立病院(12科 100床)と本町病院(6科47床))、一部事務組合立病院(公立南丹病院(26科464床))がある。医療圏は異なるが、隣接市に綾部市立病院(19科206床)がある。京丹波町病院からの距離 公立南丹病院20km、亀岡市立病院30km、綾部市立病院18km		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	南丹地域保健医療協議会において、地域の特性に応じた医療連携体制の構築等について、検討を行っている。平成19年度は、「4疾病5事業」における連携、平成20年度は「脳卒中とガン」におけるは医療連携のあり方を協議した。近隣病院等との連携の中で、京丹波町病院は「維持回復期」の役割を担う。今後、基準病床数等の見直しや具体的な地域連携のあり方等について協議の予定。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 南丹地域保健医療協議会における地域連携の具体的な協議に基づき、今後検討する。	<内容> 本町には、合併後、1病院と3診療所が存在する。それぞれの地域においては、民間の医療機関もなく、唯一の医療機関であるため、医療機関としては存続させる必要がある。ただし、町立医療機関において提供する医療の役割分担と再編、連携体制の推進、経営基盤の強化を図るため、第1段階として、平成21年度から瑞穂病院の名称を「国保京丹波町病院」に変更し、質美診療所の病院附属化を行う。また、和知診療所の病床については、将来的に老健転換を行い、経営基盤の安定を目指し、同診療所の一般病床を病院に集約する。 当面は、再編後の体制で、二次医療圏における医療連携体制の構築を目指す。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡		
		<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	当該病院の経営会議(院長、医師、看護師長、薬局長、事務長)で常に点検を行うとともに、国民健康保険運営協議会でプランの点検、評価等を行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	年1回(毎年8月ごろ)		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	京丹波町 (国保京丹波町病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	577	621	608	645	649	652
	(1) 料金収入	547	573	566	600	604	607
	(2) その他	30	48	42	45	45	45
	うち他会計負担金	16	15	15	15	15	15
	2. 医業外収益	115	135	148	149	147	145
	(1) 他会計負担金・補助金	113	133	146	146	144	142
	(2) 国(県)補助金	0			1	1	1
	(3) その他	2	2	2	2	2	2
	経常収益(A)	692	756	756	794	796	797
	入	1. 医業費用 b	719	758	763	783	776
(1) 職員給与と費用 c		363	386	370	379	378	377
(2) 材料費		200	204	202	212	211	210
(3) 経費		94	107	130	132	132	132
(4) 減価償却費		60	60	60	59	54	45
(5) その他		2	1	1	1	1	1
2. 医業外費用		47	52	50	50	48	46
(1) 支払利息		32	32	30	30	28	26
(2) その他		15	20	20	20	20	20
経常費用(B)		766	810	813	833	824	811
経常損益(A)-(B) (C)	△ 74	△ 54	△ 57	△ 39	△ 28	△ 14	
特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)	△ 74	△ 54	△ 57	△ 39	△ 28	△ 14	
累積欠損金(G)	△ 42	△ 96	△ 153	△ 192	△ 220	△ 234	
不良債務	流動資産(ア)	351	346	348	368	394	425
	流動負債(イ)	55	54	60	60	60	60
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引不良債務(オ)	0	0	0	0	0	0	
単年度資金不足額(※)	-	-	-	-	-	-	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.3	93.3	93.0	95.3	96.6	98.3	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	80.3	81.9	79.7	82.4	83.6	85.2	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	62.9	62.2	60.9	58.8	58.2	57.8	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病床利用率	80.1	77.7	72.0	73.0	74.0	75.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	京丹波町 (国保京丹波町病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	2						
	2. 他会計出資金	23	22	52	115	111	112	
	3. 他会計負担金							
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金	1						
	6. 国(県)補助金				50			
	7. その他							
	収入計 (a)	26	22	52	165	111	112	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a)-(b)+(c) (A)	26	22	52	165	111	112	
	支 出	1. 建設改良費	4		1	50		
		2. 企業債償還金	23	38	52	115	111	112
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計 (B)		27	38	53	165	111	112	
差引不足額 (B)-(A) (C)		1	16	1	0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1	16	1				
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計 (D)		1	16	1	0	0	0	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(16) 129	(16) 148	(15) 148	(15) 163	(14) 148	(13) 148
資本的収支	(12) 23	(13) 22	(26) 52	(58) 115	(65) 120	(56) 112
合計	(28) 152	(29) 170	(41) 200	(73) 278	(79) 268	(69) 260

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。